

令和9年度 上里町放課後児童健全育成事業受託申請募集要項

令和 8 年 9 月
上里町

1 目的

上里町では、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 8 の規定に基づき、放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)を実施しています。

本要項は、上里町放課後児童健全育成事業委託実施要綱(以下「委託実施要綱」という。)第 2 条の規定に基づき、事業の受託を希望する法人その他のもの(以下「法人等」という。)からの申請を受け付けるに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

(1) 事業名

上里町放課後児童健全育成事業

(2) 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後及び学校の休業日等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

(3) 業務場所及び対象児童

①業務場所 上里東小学校の校区内を原則とします。

②対象児童 原則として上里町内の小学校に在籍している児童で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とします。

(4) 委託予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで(単年度契約)

※ 委託契約は単年度契約とします。翌年度以降の継続については、毎年度、委託実施要綱に基づく申請及び審査を経て決定します。

(5) 委託料

子ども・子育て支援交付金交付要綱及び埼玉県放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に定める基準額を参考に、予算の範囲内において町長が定める額とします。

※ 委託料の詳細については、受託承認後に協議します。

3 申請資格

申請できる法人等は、委託実施要綱第 3 条に定める次の要件をすべて満たすものとします。

番号	要 件
(1)	事業の趣旨に基づき、地域及び学校との連携を図り、遊び及び生活の場を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を確保し、並びに効果的かつ効率的な運営をすることができること

番号	要 件
(2)	代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
(3)	宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
(4)	スポーツクラブ、塾等、公共性に欠けていないこと
(5)	町税を滞納していないこと
(6)	他の事業を含めた直近の 2 年間の決算において、損失を計上していない等、財務内容が適正であり、継続した運営に必要な経済的基礎があること
(7)	10 人以上の児童が在籍していること
(8)	児童の入室に関し事業の目的以外の要件を付していないこと
(9)	上里町立小中学校管理規則第 3 条第 1 項(第 1 号及び第 2 号を除く。)に規定する休業日及び土曜日に開設できること
(10)	午後 6 時以降まで開設できること
(11)	常時複数の専任の放課後児童支援員を配置していること

4 申請期間及び提出方法

(1) 申請期間

令和 8 年 9 月 11 日(金)から令和 8 年 9 月 30 日(水)まで

※ 郵送の場合は、9 月 30 日必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※ 電子メールによる提出は受け付けません。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒369-0392

埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 番地

上里町役場 子育て共生課 子育て支援係

電話:0495-35-1236

窓口受付時間:平日 午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで

電話受付時間:平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

番号	書類名	備 考
①	上里町放課後児童健全育成事業受託申請書(様式第1号)	町所定の様式
②	事業実施計画書(別紙1)	町所定の様式
③	支援員等名簿(別紙2)	町所定の様式
④	賠償責任保険料について(別紙3)	町所定の様式
⑤	放課後児童支援員等処遇改善事業・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の事業計画書(別紙4)	町所定の様式
⑥	収支予算書(見込)(別紙5)	町所定の様式
⑦	団体の規約(父母会規約・就業規定・給与規定等)	任意様式
⑧	役員名簿	任意様式
⑨	年間送迎距離の内訳が確認できる書類	任意様式
⑩	放課後児童支援員等の資格確認書類の写し	修了証等の写し
⑪	その他町長が必要と認める書類	別途依頼する場合があります

6 審査方法

(1) 書類審査

提出された申請書類に基づき、委託実施要綱第3条各号の要件への適合状況及び事業の実施体制等を審査します。

(2) ヒアリング

必要に応じて、申請法人等に対してヒアリングを実施します。ヒアリングを実施する場合は、別途日程を調整します。

(3) 追加資料の提出

審査の過程で、追加資料の提出をお願いする場合があります。

(4) 複数申請があった場合

複数の法人等から申請があった場合は、委託実施要綱第 3 条各号の要件への適合状況に加え、次の事項を総合的に審査します。

審査項目	主な確認内容
事業の実施体制	安全で快適な居場所の確保、効果的かつ効率的な運営
職員配置・人材確保	放課後児童支援員等の確保状況、代替職員体制
児童支援の内容	遊び・生活支援、配慮を要する児童への対応
学校・地域・保護者との連携	連携体制、情報共有、保護者対応
安全対策、苦情・相談対応	安全対策、苦情受付体制、解決に向けた取組
財務の安定性	継続的な運営に必要な経済的基礎
収支計画の妥当性	委託料の範囲内での安定運営の可能性

(5) 申請が 1 者の場合

申請者が 1 者であっても、審査の結果、適切な事業運営ができると認められない場合は、不承認とすることがあります。

7 審査結果の通知

審査結果は、令和 8 年 12 月末日までに、上里町放課後児童健全育成事業受託承認・不承認決定通知書(様式第 2 号)により通知します。

8 委託契約の締結

受託承認後、町と受託者の間で委託契約を締結します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、承認後であっても契約を締結しないことがあります。

- 予算措置が整わない場合
- 契約内容に関する協議が整わない場合
- 放課後児童支援員等の配置が確認できない場合
- 施設の安全確認等が完了しない場合
- 申請内容に虚偽があることが判明した場合

9 留意事項

- 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とします。
- 提出された書類は、審査以外の目的には使用しません。
- 提出された書類は返却しません。

- 申請内容に虚偽があった場合は、承認を取り消すことがあります。
 - 本要項に定めのない事項については、委託実施要綱の定めによるほか、町と申請者が協議して定めます。
-

10 関係法令・要綱等

本事業に関係する主な法令・要綱等は次のとおりです。

- 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
 - 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)
 - 上里町放課後児童健全育成事業委託実施要綱
 - 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年上里町条例第 27 号)
-